

■こども・子育て審議会からの意見と考え方【計画全般】

資料1-2

【計画の理念等】

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
全-1	2/4総会	「子どもにやさしいまちづくり」とは、「子どもの権利条約」の自治体レベルでの実現である。そういう視点から、子どもに関する施策は、基本的に「子どもの権利条約」の理念をベースにすべきだと思う。子どもの権利は、福祉分野に限らず、あらゆる分野に明確な視点として位置づけられるべきものである。子どもの権利条約の理念を、今回の総合計画に、今回こそ明確に位置づけてもらいたい。	子どもの権利は、計画全体にわたるべき根本的な理念であり、そのことが明確となるよう、「すべての子どもの人権の尊重」を計画の「基本的視点」の1つ目に位置づける。 また、具体的な取組として、(1)重大な人権侵害である児童虐待・いじめの防止、(2)支援を要する子どもへの対応(支援の充実)、(3)子どもの意見表明の機会の確保などについて、社会全体での取組を推進していく。子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人はもちろん、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることが重要であり、さまざまな機会を捉えて「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発に取り組むこと、また、子どもに関する事業について、子どもが意見を表明する機会を確保することなどを計画に明記する。	計画総論、各論全般
全-2	4/25 専門委員会	障がいのある子どもたちや、発達障がいのある子どもたち、外国籍の子どもたち、就労の支援が重要なひきこもりの人々、あるいは保護者も含め、すべてで“福岡市”である。そういう視点を今後もしっかり持ち続けながら、議論を進めていきたい。	この計画がすべての子どもを対象とすることが明確となるよう、「すべての子ども・子育て家庭の支援」を計画の「基本的視点」の2つ目に位置付ける。併せて、子どもの養育が困難な家庭やひとり親家庭、障がいのある子ども、不登校、ひきこもりの子どもなどに対するきめ細かな支援が大切であることを明記する。	計画総論、各論全般

【さまざまな主体との連携】

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
全-3	5/30 専門委員会	行政の仕事というのは、直接支援も必要だが、基本的にはコーディネートが中心になっていくと思う。これから特に、限られた人材の中で行政の役割は何かと言った時に、直接支援のために人を増やしていたらきりが無い。可能な人に協力してもらいながら地域で支えていくというような風土をつくっていくためにも、行政を充実させるだけでなく、行政はコーディネート役になっていくことが必要。	子どもが健やかに成長していくためには、社会全体で子どもや子育て家庭を支援していくことが重要である。そのことが明確となるよう、「社会全体での支援」を基本的視点の5つ目に位置付けるとともに、「めざすまちの姿」の中に、行政が「社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組を推進」する役割を担うことが分かるよう明記する。 また、個別の施策についても、さまざまな機関や団体と連携しながら取組を推進していく。	計画総論、各論全般
全-4	3/26 専門委員会	全体に「市がすべての責任を負いましょう」という計画になっているが、問題・ニーズは個別にたくさんあり市だけで対応できるものではない。子育て支援業を行う企業やNPOが関わることが必要であり、それらとの連携をもっと取り入れてよいのではないかと。市が(民間のサービスに)ある程度関与することによって、責任体制の監視といった要素が入っていけば、かなり安心できるサービスができる。いざという時に預かってくれる人がいないのが今のまちの現状である。急な事態に対応するサービスも出てきており、市がそうした企業等としっかり連携することを方針として入れてもらいたい。	子どもが健やかに成長していくためには、社会全体で子どもや子育て家庭を支援していくことが重要である。そのことが明確となるよう、「社会全体での支援」を基本的視点の5つ目に位置付けるとともに、「めざすまちの姿」の中に、行政が「社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組を推進」する役割を担うことが分かるよう明記する。また、個別の施策についても、さまざまな機関や団体と連携しながら取組を推進していく。 また、子ども・子育て支援新制度における事業は、市が認可を行う上で条例で定める基準に適合することが必要であり、認可後も市が指導・監督を行うなど行政が関与していく。	計画総論、目標2ほか
全-5	5/30総会	計画を推進する上で予算の確保は絶対必要だが、確保された予算をどう使うかという時に、地域みんなで支え合う仕組みと専門的な技術を持った民間機関を活用すること、その両方が必要である。	さまざまな機関・団体が連携しながら、地域で見守り支え合う仕組みをつくっていくことが重要である。「計画の推進体制」に地域での連携について記載するとともに、個別の施策についても、必要な記載を行っていく。	計画総論、各論全般

【事業実施・推進】

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
全-6	3/26 専門委員会	「主な事業」に記載されている事業について、具体的にどのように実施するのか分かりづらい。	できるだけ具体的な記載となるよう、今後の作業の中で、修正を検討していく。	各論全般
全-7	3/26 専門委員会	「推進します」「支援します」という表現が多い。7項目に1つずつでも何らかの数値目標が必要である。	数値で表せるものについては、できるだけ成果指標や事業目標(事業の数値目標)を設定することとしている。また、個別の施策の内容がわかるよう、具体的な記載に努めていく。	各論全般
全-8	5/30 専門委員会	すでにやっていることとこれからやっていることの区別が分かりづらい。全部これから(新たに)やりますというように見えてしまうのはどうか。分かるように記載する必要がある。(例:子ども専用電話[37ページ]、訪問事業[34ページ]など)	現在実施している内容と今後取り組む内容が混同されないよう、必要な修正を行う。	各論全般
全-11	3/26 専門委員会	さまざまな部署が計画の実施に携わると思うが、どのような組織で進めていくのかが見えない。組織図をつけるか、事業概要の横に担当部署の明記が必要。また、関係部署がしっかり連携して取り組んでもらいたい。	計画に記載されている事業を、各担当部署が連携しながら、着実に実施していくことが必要であると認識している。5年間にわたる計画であり、途中で組織が変更となることも考えられるため、計画本体に担当部署を掲載するのではなく、別途、事業内容・所管課を記載した一覧を作成する。	全般

【その他】

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
全-12	2/4総会	「福岡市がめざすそれぞれの姿」の「大人の姿」の中に「事業者」とあるが、企業については、ワーク・ライフ・バランスの部分に少し記載があるだけで、わざわざこのように取り上げるような項目にはなっていない。(幼稚園・保育園を運営している社会福祉法人なども「事業者」に含むのであれば)もう少し、「事業者」として想定している対象が分かるように書いた方がよい。	企業だけでなく、教育・保育にかかる事業者やNPO法人なども対象として想定している。そのことが分かるよう、「計画の対象」の項に記載を追加する。	計画総論、各論全般
全-13	5/30総会	学童保育も含めて教育と福祉の連携が必須である。各専門委員会に教育委員会の関係者も入るべきである。	教育委員会については、事務局として専門委員会に参加している。各行政分野がしっかり連携しながら、計画の策定・実施に取り組んでいく。	各論全般

■こども・子育て審議会における意見と考え方【目標1：子どもの権利を尊重する社会づくり】

1 子どもに関する相談体制の充実

(2) 区、地域及び学校における相談体制の充実

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-1	5/30 専門委員会	「区役所の相談体制の充実」とあるが、相談体制だけでなく支援体制づくりが必要。区役所は身近な相談先でもあるが、やはり援助が中心であるため、「相談・支援体制」ということかと思う。	相談だけでなく、支援を行っていくことが重要であるため、「相談・支援体制の充実」という項目名に変更する。	目標1-1(2)

(3) 子ども家庭支援センターの充実

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-2	5/30 専門委員会	利便性を考えると、各区域に家庭支援センターが必要。東区・南区に1か所ずつ増設してもらいたい。	児童相談所以外の専門的相談窓口は必要であると考えており、まずは、2か所目の設置に向けて準備を行っていく。なお、3か所目については、2か所目の状況を見ながら検討していく。	目標1-1(3)
I-3	5/30 専門委員会	児童相談所、区役所、子ども家庭支援センターの役割分担がはっきりしないので、記載する方がよい。	具体的な業務については、今後も変わっていく部分はあるが、子ども家庭支援センターの位置付けを計画に明記する。	目標1-1(3)

(4) 被害にあった子どもへの支援

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-4	5/30 専門委員会	被害に遭った子どもへの支援については、臨床心理士会ががんばっているため、同団体との連携についても記載した方がよい。	被害に遭った子どもへの支援は、こども総合相談センターを中心に行っていることから、「こども総合相談センターなどの関係機関が連携し」との記載にしたいと考えている。	目標1-1(4)

2 児童虐待防止対策

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-5	5/30総会	児童虐待や養護に関しては、親の問題が一番大きい。原因は親でありながら親の問題に手をつけられないという法的な縛りがある。例えば、親に発達障がいや心の問題があったとしても、こちらから踏み込むことができない。逆に親が自分の問題に気づいて手当てを受けたいと思ったとしても、対処する施設がない。親の問題にこちらから手を入れられるような法的な基盤をえがお館に与えて対処できるようにしてもらいたい。また、親のケアをする施設・専門医の充実を図るような施策をとってもらいたい。	こども総合相談センターの職員は、職権保護の場合、保護者と対立しながらも支援を行う立場にあるため、困難な立場にある。保護者に対する指導や援助については、保護者が拒否する場合の仕組みについて、全国的な議論を重ねながら、検討したいと思う。親へのケアについては、こども総合相談センター、区役所(保健福祉センター)、子ども家庭支援センターにおいて、取り組みを検討したい。	目標1-1(1)

(1) 未然防止

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-6	5/30総会	虐待による子どもの死亡事例が一番多いのは0歳0カ月であり、出生直後のケアも妊娠中のケアも非常に大事である。妊娠期も計画に含める必要がある。また、虐待への介入は行政しかできないが、支援はNPOや民間機関をどんどん活用することが必要。地域みんなで支え合う仕組みと専門的な技術を持った民間機関を活用すること、その両方が必要である。	妊娠期からの支援は重要であると認識しており、平成24年8月から産科医療機関等と連携した取り組みを開始している。具体的には、妊婦健診時のアンケートで要支援者を把握、保健師による訪問や子ども家庭支援員の派遣を実施しており、引き続きこうした取り組みを行っていく。また、地域みんなで支え合う仕組みについては、各区に「要保護児童対策地域協議会」があるが、今後、さらに充実強化を図っていきたいと考えている。なお、民間機関の活用については、今後検討を行っていく。	目標1-2 (1)(2)(3) 目標2-2(1)
I-7	5/30 専門委員会	新生児期はすべての母親が不安を抱えている。(その中には)先輩のお母さんたちでサポートできる部分もあるし、ハイリスクな部分もある。ハイリスクな家庭については保健師の対応が必要だが、特に未然防止という部分で、NPOや地域の子育て支援の活用を検討してはどうか。	行政機関に相談することに対して、ハードルが高いと感じる保護者もいると思われるため、身近で、相談しやすいNPOや地域の子育て支援の活用は必要と思われる。今後検討したい。なお、現在は、ご意見と同様の趣旨により、民生委員・児童委員や、地域のボランティアの協力を得て、「こんにちは赤ちゃん訪問」や「子育て交流サロン」などの取り組みを行っている。	目標1-2(1) 目標3-1(1)
I-8	5/30 専門委員会	貧困やひとり親、DVなど、ハイリスクな家庭に、虐待が起きる前に積極的に介入する仕組み(未然防止の具体的な施策)が必要ではないか。なお、全体に、一つ一つの機関が充実するという書き方はしているが、それをネットワークとして支えるという発想が少ない。	虐待が発生する要因は1つではなく、複数の要素が重なっている。貧困、ひとり親なども要素の一つである。支援者が、そのような視点を持ち、関係機関同士連携して、対応し、未然予防、早期対応につなげていきたいと考えている。	目標1-2(1) 目標1-2(3)
I-9	5/30 専門委員会	未然防止については、母親中心の取り組み、母親に対する支援となっているが、警察が扱う虐待の加害者は父親である。父親に対する取り組みについて考えられることがあれば、入れるべきではないか。市で、行政的に、父親もしくは内縁の夫に対するアプローチができないか。また、父親が児童虐待を行っていることを知りながら母親が止めていない、父親に直接関わることが難しい場合は、早い段階で、虐待に陥らないよう指導や状況共有を行うために、母親に対して「何かあればすぐ報告しなさい」といったことが言えればよいと思う。	ペアレンティングトレーニング等を実施することで、保護者が暴力に頼らず、子どもの発達状況に応じた適切な関わり方を学ぶよう取り組んでいる。また、こども総合相談センター、区役所(保健福祉センター)、子ども家庭支援センターにおいて、児童虐待の被害を受けた児童ならびに虐待者である保護者に対する面接や家庭訪問などの支援を行い、児童虐待の再発防止に努めているが、さらなる拡充を検討する。計画案の「目標1-2児童虐待防止対策」の中に「再発防止」の項目を設け、こうした取組を明確に位置づけていく。	目標1-1(1) 目標1-1(3) 目標1-2(1)

I-10	5/30 専門委員会	虐待予防には第1次、第2次、第3次の予防がある。第3次予防は再発防止である。暴力的な父親を未然に発見するのは難しいが、2回目、3回目の虐待はさせないという意味での未然防止は可能な気がする。「あざがあった」「叩かれたと子どもが言った」など、命には関わらないが身体的な虐待を受けている子どもはかなりの数いる。そうした子どもが再度殴られないようなプログラム、怒りのコントロールや子どもへの接し方、叩かないしつけなど、主に加害者である力の強い男性に向けた取り組みを積極的に実施していくことをはっきり記載した方がよいのではないか。	ペアレンティングトレーニング等を実施することで、保護者が暴力に頼らず、子どもの発達状況に応じた適切な関わり方を学ぶよう取り組んでいる。 また、こども総合相談センター、区役所(保健福祉センター)、子ども家庭支援センターにおいて、児童虐待の被害を受けた児童ならびに虐待者である保護者に対する面接や家庭訪問などの支援を行い、児童虐待の再発防止に努めているが、さらなる拡充を検討する。 計画の「目標1-2児童虐待防止対策」の中に「再発防止」の項目を設け、こうした取組を明確に位置づけていく。	目標1-1(1) 目標1-1(3) 目標1-2(1)
全-8	5/30 専門委員会	すでにやっていることとこれからやっていることの区別が分かりづらい。全部これから(新たに)やりますというように見えてしまうのはどうか。分かるように記載する必要がある。(例:子ども専用電話[37ページ]、訪問事業[34ページ]など)【再掲】	できるだけ誤解を避けることができるよう、計画の文言を整理する。	目標1-2(1) 目標2-2(1)

(2) 早期発見・早期対応

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-11	5/30 専門委員会	児童虐待防止の医療ネットワークは、児童虐待を事前に防止するという意味では非常によい方法だと思うが、なぜ記載されていないのか(記載してはどうか)。	計画に記載し、明確に位置付けていく。	目標1-2(2)

(3) 関係機関等との連携による支援

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-12	5/30 専門委員会	虐待の再発防止には、特にハイリスク家庭・虐待が起きている家庭への個別の支援がどの程度行われているかがとても重要。また、区役所のコーディネートのもと、関係機関の協力を得ながらネットワークで支えることが必要であり、そのためにはケース会議が必ず必要である。こうしたことから、区の要保護児童支援地域協議会について、1人の子ども・1つの家庭に対する個別ケース会議の開催回数を数値目標として掲げてほしい。	ハイリスク家庭等への支援にあたっては、関係機関に呼びかけるなどして個別ケース会議を開催し、援助方針等の検討を行っているところであるが、子どもや家庭の状況の変化等に合わせて随時行うため、開催の必要性はさまざまである。 ご指摘のとおり、ケース会議を通じて関係機関が連携して支援にあたることは非常に重要であると認識しており、ご意見の趣旨は理解しているが、ケースにより事情が大きく異なることから、開催回数を数値目標として掲げることは難しいのではないかとと思われる。	目標1-2(3)
I-13	5/30 専門委員会	社会的養護あり方検討会の報告で「ショートステイ里親」というものがあり、素晴らしいシステムだと思った。要保護児童支援地域協議会のメンバーに区の里親の代表が入っていれば、近くの里親で1週間ぐらい預かりましょうという話もすぐにできてよいのではないかと。	要保護児童支援地域協議会の構成員として、里親の代表に参加してもらおうよう検討する。	目標1-2(3)
I-14	5/30 専門委員会	総合計画なので、5年後のイメージを持てるようにしたい。結果が子どもにどう出るか、例えば、相談件数が減る、虐待の件数が減るなどの数値目標を置き、そこに向けてどうすればよいかを考えてはどうか。 虐待を未然に防ぐには、ネットワークが決め手であり、その機能を地域につくることが大事である。子どもの問題をすくいあげる網の目を限りなく細かくすることや、各専門分野・市民レベルのネットワークをさらにネットワークすることを広げていく。校区単位のネットワークができていく地域をモデルにして普及させる、可能性のある地域はモデル事業として取り組むなど、いろいろなアプローチが可能だと思う。そのためには、コーディネート機能がポイントであり、区役所にその機能を築くことは可能ではないか。5年間で仕組みをつくることを盛り込むことができないか。 ※どういった仕事を誰が担うのかを具体的に明記することが必要。	数値目標として、児童虐待相談件数については、性質上、「増えるとはよくない」または「減るとよい」といった判断がしづらいと感じている。件数が増える要因としては、虐待そのものが増えていることも考えられるが、市民一人一人の虐待への意識が高まっているとも言えるため、個々のケースに応じた支援が大切だと考えている。 なお、ネットワークについては、地域のネットワーク機能を強化するために、「要保護児童支援地域協議会」を設置しており、その調整機能は区保健福祉センターの子育て支援課で担っている。すでに、校区単位のネットワークができていく地域もあり、子育て支援課が地域と一体となり、今後も地域の実情に合わせて、ネットワークを構築していくことが大切だと考えているため、検討したい。	目標1-2(3)
I-15	5/30 専門委員会	校区の要保護児童対策地域協議会は、区の協議会とは(目的・役割が)異なる。地域では、心配な家庭にはみんなが声をかけるという仕組みづくりが可能であり、校区の協議会はそのきっかけになりうる。専門家が入っていくのとは違い、地域の人たちが「心配」「大丈夫よ」と言ってくれる雰囲気、声を掛け合う、助け合う仕組みができれば、危機的になる前に発見されてサポートが入るようになり、深刻な虐待は減る。 行政がやらなければならないこともあるが、やりすぎると、地域が自分たちには関係ないと思ってしまうこともある。どう地域づくりを考えるかということにもつながる問題である。 なお、数値目標については、皆が気に掛けるようになれば通報も増えるので、虐待が減るのは理想だが難しいかもしれない。	行政主導ではなく、地域住民と一体となって、個々の地域の実情に合わせて、校区単位の支援体制やネットワークを作ることが大切だと考えているので、今後、検討したい。 計画案については、ネットワークの趣旨が明確となるよう、「目標1-2児童虐待防止対策」の「関係機関等との連携による支援」に加筆を行う。	目標1-2(3)
I-16	5/30総会	行政だけでなく、住民と一緒に取り組むという方向性が非常に大事。子育てサロンや子どもを育てるネットワーク、PTA、全部つながりあって初めて虐待を防止できる地域の仕組みになるし、健全な子どもの育ちを保障する地域になる。そのような地域イメージをこれをきっかけにつくっていきたい。	行政主導ではなく、地域住民と一体となって、個々の地域の実情に合わせて、校区単位の支援体制やネットワークを作ることが大切だと考えているので、今後、検討したい。 計画案については、「子どもや子育て家庭をみんなで見守る」というイメージが明確になるよう、「計画総論」の「4 計画の基本理念等」の「めざす姿」に地域の姿を明記する。併せて、虐待防止に向けたネットワークの趣旨が明確となるよう、「目標1-2児童虐待防止対策」の「関係機関等との連携による支援」に加筆を行う。	目標1-2(3)

3 社会的養護体制の充実

(2) 専門的ケア機能の強化

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-17	5/30 専門委員会	150万人規模の都市で情緒障害児短期治療施設がないのは問題。ほかの地域の施設に入所することになるし、医療的・心理的・専門的なケアが必要であり、ぜひ情緒障害児短期治療施設をつくってもらいたい。	情緒障害児短期治療施設(児童心理治療施設)の設置を、計画に盛り込む。	目標1-3(2)
I-18	5/30 専門委員会	「施設機能の強化の手法について検討」と書いてあるが、現在検討していることがあるのであれば、具体的に書いたほうがよい。	素案当初は、情緒障害児短期治療施設(児童心理治療施設)の設置も含めて「施設機能の強化の手法」と記載していた。 情緒障害児短期治療施設については、設置の方向で検討を行うこととし、計画にもその旨を明記する。また、児童養護施設の職員の専門性強化も必要と考えているが、具体的手法は今後の検討事項としたい。	目標1-3(2)

(4) 自立支援策の充実

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-19	5/30 専門委員会	自立援助ホームを2か所増設してもらいたい。	26年度現在、2か所設置しており、そのうち1か所は休止している状態である。しかし、1か所では不足している状況であり、増設が必要と認識している。 計画案にも増設の方向で記載を行いたい。	目標1-3(4)

(5) 人材の育成

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-20	5/30 専門委員会	社会的養護施設の質をどのように高めるのかについて、研修会の充実とスーパーバイズ制度の確立が必要である。このような具体的な施策を明示した方がよい。	研修会の充実とスーパーバイズ制度の確立については、基本的には、具体的な手法などは、各施設で取り組むべき課題と認識している。 また、職員の確保は重要な課題と認識しており、採用の仕組みについて検討する旨の加筆を行った。	目標1-3(5)

(6) 子どもの権利擁護の推進

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
全-8	5/30 専門委員会	すでにやっていることとこれからやっていることの区別が分かりづらい。全部これから(新たに)やりますというように見えてしまうのはどうか。分かるように記載する必要がある。(例:子ども専用電話[37ページ]、訪問事業[34ページ]など)【再掲】	できるだけ誤解を避けることができるよう、計画の文言を整理する。	目標1-3(6)

4 障がい児支援

(2) 療育体制の充実強化

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-21	5/30 専門委員会	通園療育を受けるまではないが発達に遅れがある子どもについて、保育に欠ける場合は保育園で適切な保育を受けられる(素案50ページ)が、保育に欠けず幼稚園に行っている場合の支援が十分でない。幼稚園への補助金が1人5万円、通園施設のグループへの参加が年10回であり、幼稚園向けの電話相談や訪問支援も対応人員が1名で日程がなかなか取れないと聞く。支援の充実が必要であり、回数やクオリティーの問題などを明記する必要がある。 また、(県のことではあるが)学校法人の場合は県の補助金が入るが、学校法人以外は補助金が入らないので格差が生まれている。	目標1-4(2)に、「障がい児が通う幼稚園、保育所、認定こども園等への支援」との記載を行っており、保育園や幼稚園の支援に取り組んでいく。	目標1-4(2)

(3) 発達障がい児とその家族の支援

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-22	2/4総会	計画の対象を若者まで拡大するのは、非常に大切である。成人すると、困っていることには変わりなくても、相談できる場所が少なくなる。児童相談所でも、発達障がいについての相談の比率が増えているが、成人後も支援が必要な人がかなりの数にのぼるのではないかと。地域の中で、複数のいろいろな立場の人が関わっていくことが非常に重要になる。例えば、ボランティア制度の導入なども視野に入れた議論ができないか。	目標1-4(3)に、「乳幼児から成人期までのライフステージに応じ」「一貫した支援を」と記載している。具体的な取組は今後検討していく。	目標1-4(3)
I-23	2/4総会	発達障がい児は、少年期や成人してから、長いスパンでの相談体制や支援体制が必要である。未就学児に限らない取組を明確にしたい。	目標1-4(3)に、「乳幼児から成人期までのライフステージに応じ」「一貫した支援を」と記載している。具体的な取組は今後検討していく。	目標1-4(3)
I-24	2/4総会	目標1の中で「発達障がいに対する支援」といった言葉(項目)を明記できないか。	発達障がい児の支援については、「目標1-4障がい児支援」の「(3)発達障がい児の支援」として、項目を設けて記載することとしている。 なお、具体的な支援の見込数量等については、第4次福岡市障がい福祉計画において策定することとしている。	目標1-4(3)

I-25	5/30 専門委員会	「発達障がい児とその家族の支援」というタイトルは、「発達障がい児への支援」と「障がい児の家族への支援」に分ける方がよい。発達障がい児の家族の支援も必要だが、それ以外の障がいがある子どもの家族の支援も必要である。 37ページの(1)に「家族も含めた支援」とあり、主な事業の「就労促進」には教育と福祉の連携も入っているが、障がいがあり、ひとり親で、貧困もあり、虐待もありというように(問題の)重複が重複して、障がい児に対しても家庭に対しても支援が必要な場合も多い。また、きょうだいも問題を抱えていたり、療育施設に通うために仕事ができないなどの問題もある。教育と福祉の連携やスクールソーシャルワーカーの活用など、取り組んでいることは多いと思うので、(項目を)別建てにしてみたい。	「障がい児の家族への支援」は、必要であると認識しており、計画においては、目標1-4(1)～(3)の各項目の中を含む形で記載している。 現在の素案では、発達障がい児に関してのみ「発達障がい児とその家族の支援」との表題をつけており、それ以外の障がい児の家族には支援を行わないようにも見える可能性があることから、誤解が生じないよう、「発達障がい児とその家族の支援」との表題を「発達障がい児への支援」に修正したい。	目標1-4(3)
------	---------------	---	--	----------

5 子ども・若者の支援

(2) いじめの未然防止の充実、不登校の子どもへの支援

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-26	5/30 専門委員会	Q-Uアンケートの信頼性と妥当性は確認されているが、現在の実施方法(小6～中2のみ、6月に1回実施。分析は業者に委託)では有効に活用できない。もし実施するのであれば、小3から中3まで年2回行うことが必要。分析も業者に委託すべきではない。	学級集団ができて2か月が経過し、児童生徒個人や学級全体が、その時点でどのような状態であるかということ客観的に測定し、把握することはたいへん意義があると考えている。アンケートの得点を集計し、グラフ化された結果をもとに、分析は各学校が事例検討会を開き、全職員で行っている。そのため、可能な限り、現行の学年のみならず、対象学年は拡大し、回数も年間2回以上実施することが理想である。	目標1-5(2)
I-27	5/30 専門委員会	「いじめゼロプロジェクト」はメッセージ性は高いが、学校の先生からは結構大変な作業があると聞く。いじめは大きな社会問題となっているが、大人のパワハラやセクハラも含め、人権問題にからむ大きな問題だと思う。イベント的なものではなく、実効性の高い施策を考えていくべきではないか。	いじめ防止対策推進法が施行され、今後は法に基づいた各学校でのいじめ防止の取組が一層推進されることになる。いじめ問題に対して事後に対処するという発想から、いじめが起きにくい学級や学校をつくるという発想で、児童会・生徒会等の活動を活性化させ、児童生徒が主体となった未然防止の取組に力をいれる必要があると考える。むしろメッセージ性の高い子どもたちの手による「サミット」等を開催することで、広く市民を巻き込んだ形でいじめ撲滅の機運を高め、子どもたちを支援する体制を構築し、いじめを生まない都市を目指したい。	目標1-5(2)
I-28	5/30総会、 専門委員会	「スクールカウンセラーを全中学校・高等学校へ配置」とあるが、特別支援学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されていない。先生の76%に配置してほしいというニーズがあるが、配置しないのはなぜか。今後ぜひ配置を検討してもらいたい。	特別支援学校には特別支援コーディネーターがおり、比較的に関係機関との連携もとれやすい。また、専門的な知識を持つ教員の数も多く、様々な問題に対応できると考えているため現状は配置していない。(特別支援学校は発達教育センターが主管しているため、教育相談や巡回相談などのサポート事業を活用できる。) 今後は国及び他都市の状況を把握しながら、配置について検討していく。	目標1-5(2)

(3) ひきこもりの子ども・若者への支援

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-29	5/30 専門委員会	「ひきこもりの子どもたち・若者への支援」について、18歳を超えたひきこもりはどこへ行ったらよいのか、ここに書いてほしい。	成人期(概ね20歳以上)のひきこもりに関してはひきこもり成年地域支援センター「よかよかルーム」を中心に相談・支援を行っている。計画については、「主な事業」のなかに、ひきこもりに関する相談窓口を記載する。	目標1-5(3)

6 子どもの貧困問題への対応

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-30	5/30 専門委員会	子どもの貧困については、子どもの貧困防止法の内容程度しか記載がない。親の貧困が子どもに大きく影響しており、虐待などさまざまなものがある。生まれてきた子どもに差はない。貧困な家庭に生まれたことが、一生に影響することがないような仕組みをつくるのがベースであり、もう少し具体的にいろいろ記載してほしい。	子どもの貧困は大きな問題であり、市の各部署が連携しながら取り組む必要があると考えている。市ですでに取り組んでいるものの「貧困対策」という視点での位置づけをしてこなかった事業が多いことから、8月29日に閣議決定された国の大綱も踏まえて、こうした事業を改めて整理し、計画の「主な事業」に具体的な事業名を記載していきたい。 なお、生活保護受給世帯については、①「子どもの健全育成支援事業」として、子どもが育つ環境を改善するための世帯に対する相談支援と、②「子どもの学びと居場所づくり事業」として学校や家に居場所がない、学ぶ機会が十分に持てない子どもに対し、居場所の提供と学習の支援を実施している。	目標1-6
I-31	5/30 専門委員会	「子どもの学びと居場所づくり事業」は素晴らしいと思う。現在4か所で行われているとのことだが、増えることが望まれる。	当事業は現在、国の生活保護自立支援プログラムにより実施しているが、生活困窮者自立支援法の成立に伴い、平成27年度からは同法に統合される方向で検討されている。このことを踏まえ、福岡市における生活困窮者への学習支援事業のあり方について、今後、引き続き検討を行う。	目標1-6

I-32	5/30 専門委員会	子どもの貧困という言葉が先行しているが、子どもの生活の実態がもっと知られていく必要がある。子どもたちが毎日の食べ物に困っており、給食が唯一の栄養源になっているケースがあるとも聞く。今のような時代に食べられない子がいるという許されない実態がある。実際にそういうことが市内でも起きていることがもっと知らなければならないし、変わらなければいけない、変える力にならなければいけない。総合計画にどう盛り込めばよいのか分からないが、実態を知ること重要ではないか。	子どもの貧困は大きな問題であり、法の施行と併せて、問題点が広く認識されつつはあるが、実態がまだ十分に知られていない部分があると思われる。8月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、さまざまな指標が示されているが、そうした内容も踏まえ、子どもの貧困問題の解決に向けた施策に取り組んでいく。 なお、生活保護受給世帯については、ケースワーカーや子どもの健全育成支援事業における支援員が定期的に家庭訪問を行い、家庭が抱える様々な課題を把握し、課題解決に向けた助言・指導を行っている。	目標1-6
------	---------------	---	--	-------

7 子どもの権利の啓発

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-33	5/30 専門委員会	小学校で保護者向けに年1回行われている人権の授業参観と懇談会では、ここ数年、毎年同じクイズのプリントが使用されている。一般の保護者が人権問題について考える貴重な機会であり、ぜひ有効活用してほしい。1種類ではなく多くのバリエーションをつくり、子どもの権利について一般市民が理解できるものを作成してもらいたい。	人権に関する授業参観及び懇談会は、人権教育を保護者や地域とともに推進していくために大切な機会である。そこで配布される資料等は、学校独自に用意しているものであり、毎年、主旨に応じた効果的な資料等を準備すべきであると考えている。	目標1-7
I-34	5/30 専門委員会	子どもの権利は、本来なら総合計画全体にわたる根本的な理念として位置づけられるべきものである。社会的養護や児童虐待防止を内容とし、極端に権利侵害が行われている分野なので、目標1に「子どもの権利を尊重する社会づくり」という表題がついているかと思うが、全体として子どもの権利についての認識を深める必要がある。 子どもの権利条約は専門家にも十分知られていない。実際に権利侵害と言えるようなことが多く起きており、子どもの権利という観点から考えた時にそれがどうい問題なのか議論できる状態にすることが大事。子どもに関する仕事をする人が意識的に学ぶことが必要であり、研修の仕組みなどについて、もう少し具体的に記載すべきではないか。	子どもの権利は、計画全体にわたるべき根本的な理念であり、そのことが明確となるよう、「すべての子どもの人権の尊重」を計画の「基本的視点」の1つ目に位置づける。 また、具体的な取組として、(1)重大な人権侵害である児童虐待・いじめの防止、(2)支援を要する子どもへの対応(支援の充実)、(3)子どもの意見表明の機会の確保などについて、社会全体での取組を推進していく。子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることが重要であり、さまざまな機会を捉えて「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発に取り組むこと、また、子どもに関する事業について、子どもが意見を表明する機会を確保することなどを計画に明記する。	目標1-7

8 子どもの社会参加

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
I-35	5/30 専門委員会	主な事業に記載されている事業は、それはそれでよいプロジェクトだと思うが、本当は(この項目で本当に目指すのは)、日常生活で子どもの意見がきちんと反映されるのが当たり前な世の中にしたということだ。(現在挙げられている事業は)イベント的な感じがする。	現在、事業として具体的に子どもの意見を取り入れているものとしては、主な事業に記載しているものをはじめ、公園や河川、ため池の整備などのまちづくりや、イベントに関するものが多い。 こうした事業について、引き続き、子どもが意見を表明する機会の確保に努めていくこと併せて、日常生活の中で子どもの意見が尊重されるよう、「意見を表明する権利」を含め、子どもの人権を尊重・確保していくことの重要性について、さまざまな機会を捉えて啓発を行っていく。	目標1-8
I-36	5/30 専門委員会	「子どもの社会参加」の前に「子どもの意見表明」というものがある。子どもの意見によく耳を傾けて聴く、受け止める、意見を言う雰囲気をつくるなど、大人が変わらなければならない。大人が考えるための取り組みが必要。方法としては、啓発リーフレットの配布などもあるかもしれない。 事業というより、意識の問題であり、大人の態度が変われば、子どもは「参加したい」「参加していいんだ」という意識を持ち始める。例えば、外国では、子どもが学校運営に参加したり先生に意見を言ったりするのは当たり前だ。それが「子どもの権利の実現」である。意識的に取り組んだ結果であり、私たちがそうした姿勢で取り組まなければならない。	子どもは一人の人間であり、「意見を表明する権利」を含め、子どもの人権を尊重・確保していくことが重要であると考えている。こうした視点から、さまざまな機会を捉え、子どもの権利について啓発を行っていく。各分野の個別の事業においても、随時アンケート調査などを行い、子どもの意見を聴取するなどしているが、今後も、子ども自身が企画立案する事業の充実を図るなど、子どもが意見を表明する機会の充実に意識的に取り組んでいく。 なお、本計画の策定にあたっては、中高生本人へのアンケート調査(ニーズ調査)を実施したところである。	目標1-8
I-37	5/30 専門委員会	外国では、子どもはどこに行っても自分の意見を言うが、日本の子どもは「言えない」「言わない」状況である。コーディネートなりプロモーションなりが市の一つの役割。市は、NPOとの提案型の共働事業を実施しているが、ああいう中で子どもの意見を拾うプロジェクトを採用することが必要かと思う。	子どもが自分の意見を表明すること、その意見が子どもの成熟度に応じて適切に考慮されることは、子ども自身の成長にとっても非常に重要である。「共働事業提案制度」の活用については、今後の検討が必要かと思われるが、上記の趣旨をPRするなどの取り組みを行っていきたい。 なお、共働事業提案制度とは異なるが、NPO法人やボランティア団体等と共働で行っている事業としては、「アジア太平洋子ども会議インふくおか」や「ミニふくおか」「中高生夢チャレンジ大学」「子ども若者活躍の場プロジェクト」などがある。今後も、地域やNPO、大学、企業などと連携し、それぞれの長所を生かしながら、よりよい形で事業目的が達成できるよう、取り組んでいく。	目標1-8

■こども・子育て審議会における意見と考え方【目標2:安心して生み育てられる環境づくり】

1 幼児教育・保育の充実

(1) 教育・保育の提供体制の確保

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-1	3/26 専門委員会	子ども・子育て支援新制度に関し、民間保育園の基本的なスタンスを市民にも分かりやすく記載してほしい。例えば「民間保育園に関しては、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務が市町村にある」などの表現を盛り込んでほしい。	保育に関する行政の責任は認識しており、今後も引き続き、保育の量の確保やさまざまな保育サービスの提供に取り組んでいく。 計画の表現については、市民にとって分かりやすいものとなるよう、検討していく。	目標2-1
II-2	3/26 専門委員会	保育コンシェルジュは好評だが、区に1人しかいない。保育コンシェルジュの持つ情報やノウハウを市民に提供できるよう、冊子にまとめてはどうか。	保育コンシェルジュについては、人数を増やし、活動を充実させる方向で検討を行っていく。 なお、提案をいただいた印刷物による情報提供については、個々のニーズに合わせて提供することが望ましい情報も含まれることから、可能な範囲で検討を行っていく。	目標2-1(1)
II-3	7/4 専門委員会	教育・保育の提供エリアは(素案では)行政区単位とされている。しかし、現状を見ると、もつと小さな単位で(保育の)ニーズの高い地域を限定し、保育所整備計画を立てている状況がある。新計画においても、量の見込みの提供エリアを、行政区よりも少し細かい地域で設定するという考え方もあるのではないかな。	今年2月の審議会においては、確保方策を講じる際に柔軟な対応ができるよう、「行政区単位で区域を設定する」旨の説明をしていたが、その後、審議会でのご意見や保育の利用状況などを踏まえ、2・3号認定(保育の必要性あり)は、現在の保育所整備の需要分析の基本としている31区域とし、1号認定(学校教育のみ)は、広域的な通園実態を踏まえ、行政区単位としたいと考えている。	目標2-1(1)
II-4	7/4 専門委員会	月1回、子どもプラザに保育コンシェルジュに来てもらっており、とても好評である。コンシェルジュの訪問回数を増やしてもらおうのももちろんだが、子どもプラザに業務の一部を委託する形も取れるとよいのではないかな。子どもプラザは14か所あるし、土日も開館しているところもあるので、柔軟な対応ができるのではないかな。	保育コンシェルジュについては、人数を増やし、活動を充実させる方向で検討しており、子どもプラザとの連携についても今後、検討を行っていく。	目標2-1(1)
II-5	7/4 専門委員会	保育コンシェルジュについて、市のホームページには「保育サービス等について情報を提供し」などと記載されており、保育園に預けたい人が相談するよう見える。幼稚園に関する相談など、その他の相談もできるのであれば、文面を変更した方がよい。	市のホームページに掲載している情報については、精査の上、必要な修正を行い、より分かりやすく提供していく。	目標2-1(1)
II-6	7/4 専門委員会	保育コンシェルジュについて、将来少しずつ人数を増やす計画になっているが、来年度が変わるため、むしろ来年、再来年の方が相談数が増えるのではないかな。今年と来年のコンシェルジュの人数が同じというのはどうか。	来年の子ども・子育て支援新制度開始に向けた対応については、幼稚園・保育所関係者や市民への説明会の実施、市政だよりやホームページによる制度の周知等、コンシェルジュだけではなく、関係部門全署を挙げて取り組んでいく。	目標2-1(1)
II-7	8/27 専門委員会	提供区域の設定について、需給調整を行う際は、その近隣区域を含んだ広域的な判断をしてもらいたい。	提供区域については、国の基本指針に従い、現在の教育・保育の利用状況や整備状況を総合的に勘案し設定することとしている。このため、2・3号認定(保育の必要性あり)は、現在の保育所整備の需要分析の基本としている31区域とし、1号認定(学校教育のみ)は、広域的な通園実態を踏まえ、行政区単位としたいと考えている。	目標2-1(1)
II-8	8/27 専門委員会	地域については適切な判断がされていると思うが新設園を認可する場合、施設の密集具合や施設間の距離等も考慮してもらいたい。	保育需要がある地域において認可申請があった場合、その内容が認可基準を満たしており、申請者が客観的な欠格事由に該当しなければ、認可せざるを得ないと考えている。	目標2-1(1)

(2) 保育士等の人材確保

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-9	2/4総会	「保育士等の人材確保」は非常に大きな問題であり、本当に保育士が足りない。市は保育士あっせんの支援センターを設け実績を上げているが、こうしたパイプラインを大きくできるような具体的な施策がないかな。教育・保育の施策の拡充、施設の整備、量的拡充など、形だけ作っても、人材がしっかりと供給されなければ意味のある中身にならないのではないかな。	保育士等の人材確保については、保育士・保育所支援センターの運営に加え、ハローワーク、大学等の指定保育士養成施設との連携にも取り組んでいる。 こうした取り組みについても、計画への記載を検討していく。	目標2-1(2)
II-10	7/4 専門委員会	保育に高い意識を持って大学等に入学しても、離職する場合も多いと聞く。そこにはさまざまな難しい問題があると思うが、実質的なこととして、働きやすいかどうかなど全般的な待遇の問題があるのではないかな。	保育士等の待遇改善については、福岡市独自で、保育士等の処遇改善を図るための補助金を交付するなど、対策を講じている。運営費など全般的な問題については、引き続き国に要望していく。	目標2-1(2)

(3) 多様な保育サービスの充実

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-11	2/4総会	保育所については、非常に公的責任が重いのと思っている。保育所を中心とした形でのいろいろな保育施策の拡充をぜひお願いしたい。	保護者のニーズに柔軟に対応するため、今後も、多様な保育サービスの充実に取り組んでいく。 保育所においては、延長保育や休日保育などの充実を図っていく。	目標2-1(3)

II-12	2/4総会	ひとり親家庭が増え、親も働く中で、集団保育になじまない障がい児たち、療育を必要とする子どもの保育についての相談が非常に増えている。「保育の充実」の中で、ひとり親世帯の場合等も含め、療育を必要とする子どもの保育のこれからのあり方等も含めて検討してもらいたい。	障がいのある子どもたちが適切な療育を受けられるとともに、保護者の就労が両立できるようにすることが重要だと考えている。そうした視点から、障がい児の保護者の就労支援について、検討を行っていく。なお、計画に記載する文言については、今後検討していく。	目標2-1(3)
II-13	7/4 専門委員会	障がいを持った子どもがどのように保育所や小学校に通うのか。(働く親のための保育サービスの充実という視点だけでなく)子どもの送り迎えの仕方にも目を向けてもらいたい。	保育所や小学校の送迎支援については、現行では障害者総合支援法の障がい福祉サービスの対象となっていない状況である。しかし、保護者が困難を抱えている状況は理解しており、今後に向けた課題であると認識している。なお、保護者単独では送迎が困難な重度障がい児については、保護者同伴でヘルパーが利用できる場合がある。	目標2-1(3)
II-14	8/27 専門委員会	重度ではなく軽度の発達障がいを持っている子どもが多いが、その保護者をサポートする制度が少ない。送迎やヘルパー派遣について、もう少し枠を広げてもらいたい。	障がい児や保護者を支援する福祉サービスの対象者の範囲については、保護者をはじめ様々なご意見を伺いながら適切な基準を設定し、サービスの提供に努めていく。	目標2-1(3)
II-15	5/30総会	保育認定における就労時間について、下限を48時間とした場合、希望者が一気に増える予想される。まずは、1,000人以上いる未入所児への対応を優先した方がよい。受給のバランスを勘案しながらやってもらいたい。	就労時間の下限についてはさまざまな意見があることから、「1か月あたり48時間から60時間の間で決定」することとしてパブリックコメント手続を実施したところである。今後、本審議会やパブリックコメント手続で寄せられた意見を踏まえて、決定していく。	目標2-1(3)
II-16	3/26 専門委員会	主な制度・目標は書かれているが、総合計画としては「いざ困った時にどうするか」「安全をどう担保するか」が足りない印象がある。普段は保育園や認定子ども園で対応できるが、病気など通常時以外の対応をきちんと記載することが必要。	病気など通常時以外の対応を含め、保護者の多様なニーズに対応していくことが重要だと認識している。今後、計画にどのように記載するかを検討していく。	目標2-1(3)
II-17	3/26 専門委員会	病児・病後児デイケアについて、サービスはあっても、人数その他の関係で必要な時に受け入れてもらえないケースが発生している。女性が仕事をやめざるを得ない要因にもなりかねない状況であり、安心して働けるようにするために、もう少し整備が必要。	病児・病後児デイケアについては、今回の計画の中で適切な量の見込みを設定し、実施施設数を今後5年間で計画的に増やしていく方向で検討していく。	目標2-1(3)
II-18	3/26 専門委員会	病児・病後児デイケアについて、病児保育に手を挙げる小児科の医師が増えることが望まれる。(実施する病院数を増やすために)市で助成などを行ってはどうか。	病児・病後児デイケアについては、福岡市医師会に積極的に取り組んでいただいており、引き続き同会と連携しながら取り組みを進めていく。なお本事業では、各施設と委託契約を結び、利用人数に応じた委託料を支払っている。	目標2-1(3)
II-19	3/26 専門委員会	病児・病後児デイケアについて、預かり状況をHPでリアルタイムで流すなどするとよいのではないかな。	リアルタイムでの情報提供は実施医療機関の負担やコスト等の面から難しいと考える。利用したい際に、預かる人数等の都合により利用できない場合には、近くの実施設を案内するなどの対応を引き続き行っていく。	目標2-1(3)
II-20	7/4 専門委員会	病児・病後児デイケアについて、「病児」の時期もちろん重要だが、回復期(病後児)が長くなるということで、母親たちがかなり困っている状況がある。事業所内保育所では、保育士と看護師だけで運営している施設で、小児科の医師と連携して病後児への対応を進めているところが多い。病児保育は小児科しかできないので、病児と病後児をセットにすると小児科に頼らざるを得ず拡大が難しい。しかし、病後児になれば、医師が常駐する必要はない。利用者が本当に必要としているのは回復期であるため、病後児を切り離し、その部分をどうにか違う枠で拡大することはできないかな。	病児・病後児デイケアについては、病児・病後児の両方が利用可能な”医療機関型”をさらに充実させる方向で取り組んでいきたいと考えている。具体的には、平成26年度中に3か所を新設、第4次子ども総合計画の計画期間中にもさらに増設する方向で検討を行っている。	目標2-1(3)
II-21	3/26 専門委員会	保育園の中に看護師がいる保健室を確保し、熱が出た時などに保護者が迎えに来れるまで1～2時間は見てもらえるような体制ができるとよい。	保育所には、園児が安静にできる機能を有する医務室を必ず設置することとしている。また、園児の健康管理や緊急時の対応のため、各保育所に嘱託医を設置している。園児の発熱時などには、保護者が迎えに来るまで、必要に応じて嘱託医等の指導や助言を得ながら医務室において適切な処置を行っており、引き続き現行の対応で取り組んでいく。	目標2-1(3)
II-22	2/4総会	国の必須項目に「一時預かり事業」とある。既存の保育園で行ってはいるが、量的にしっかりとやっていくには難しいところがあり、先に待機児童の方に対応しなければならない状況もある。どのような手法で一時預かりを実施していくのか。	一時預かりについては、現在の実施設に加えて、さまざまな保育施設等を活用しながら、必要な量の確保を図っていく。	目標2-1(3)
II-23	3/26 専門委員会	ショートステイや一時預かり事業は、申し込んでも定員がいっぱいで入れない状況があると聞く。受け入れ箇所数や人数を増やしてもらいたい。(一時預かり)	一時預かりについては、利用希望者数はおおむね定員内に収まっているが、ニーズ調査の結果をもとに、今回の計画の中で適切な量の見込みを設定し、引き続き必要な定員の確保を図っていく。	目標2-1(3)

II-24	3/26 専門委員会	ショートステイや一時預かり事業は、申し込んでも定員がいっぱいで入れない状況があると聞く。受け入れ箇所数や人数を増やしてもらいたい。(ショートステイ)	ショートステイについては、特定の時期(年末年始)や年齢層(乳幼児)において、利用しづらい状況が生じている。 ニーズ調査の結果をもとに、今回の計画の中で適切な量の見込みを設定し、必要な定員の確保を図るとともに、今後、現状の問題に対応するための仕組みを検討していく。	目標2-1(3)
II-25	7/4 専門委員会	量の見込みについて、子どもショートステイだけ数が増えていない。ニーズが高くないとのことだが、児童養護施設と乳児院にしか預けることができないため、敷居が高く、数が伸びないのではないか。敷居を低くして、(自宅の)近くの方に預かってもらうことで、虐待の予防もできるのではないかと。社会的養護のあり方検討会でも議論されていたが、今後、里親を増やし、ショートステイもできるようにしてはどうかとの案も出ている。ぜひ実現してもらいたい。	受け皿の確保は、重要な課題であると認識している。今後、里親の活用を含め、検討していきたい。	目標2-1(3)
II-26	7/4 専門委員会	子どもショートステイがもっと利用しやすくなるよう、イメージを変えていくことも大事。もっと「こんな時にも利用できる」というアピールをすれば、本当に利用したい人が利用できるようになるのではないかと。	ショートステイは、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、7日間を限度として子どもを預け宿泊させる制度である。そのような場合、保護者は子育てに関して何かしらの困難を抱えているということが考えられる。そのため、区の家児児童相談室において、丁寧に相談対応を行い、利用を決定している。 なお、PRについては、「子育て情報ガイド」や「ひとり親ガイドブック」への掲載等を行っているところであり、引き続き周知を図っていく。	目標2-1(3)
II-27	3/26 専門委員会	児童養護施設等は数が少なく、場所(立地)の問題もあり、ショートステイで子どもを預けたい母親にはハードルが高い。ファミリーサポート会員で対応できる人を増やすなど受け皿を広げることができないか。また、児童養護施設は、幼児でも男子と女子に分けられるので、きょうだい児の場合など、預けにくい。	ショートステイについては、引き続き既存の施設を中心にサービスを提供していくが、現状の問題については、今後、対応するための方策を検討していく。	目標2-1(3)
II-28	3/26 専門委員会	サービスの安全が保障されていなかったケース(ベビーシッターに関する事件)も発生している。NPOや企業などの団体が責任を持つ体制をつくっていく必要がある。	子ども・子育て支援新制度においては、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)が新たに認可事業となる。認可にあたっては、市が条例で定める基準に適合することが必要であり、認可後も市が指導・監督を行うなど行政が関与していく。 また、保護者に対しては、適切にサービスを選択できるよう情報提供を行っていく。	目標2-1(3)
II-29	8/27 専門委員会	障がい児が健常児と一緒に育つ機会は、就学後ではなかなかないので、幼稚園に入れたがる保護者は多い。幼稚園もフリーの先生を置いたりして対応している。障がい児が幼稚園に通えるよう、幼稚園にも保護者にもう少しサポートしたほうがいいのではないかと。	障がい児が通う私立幼稚園に対しては、福岡県の助成に加え、市は身体障害者手帳や療育手帳等の有無にかかわらず補助を行っている。また、障がい児を受け入れる園への訪問支援や研修、電話相談に応じており、今後も引き続き支援を行っていく。	目標2-1(3)

(4) 教育・保育の質の向上

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-30	3/26 専門委員会	アレルギー児が増え、症状も重症化しており、保育現場でも緊張感・危機感がある。アレルギー児への対応をしっかりと記載する必要がある。また、保育所職員への研修を引き続きしっかり行うなど、市でも真剣に対応することが必要。	現在、保育所職員への研修の中で、アレルギーへの理解、アナフィラキシーに対応するためのエピペンの使用についてなど、アレルギー児に対応する研修を実施している。 今後も引き続きこうした取り組みを行っていく。	目標2-1(4)
II-31	7/4 専門委員会	アレルギー児への対応に関する前回の意見に対し、「保育所職員への研修」についてのみ回答があっているが、幼稚園職員も研修に参加しているし、幼稚園で実際の保育に携わる職員に対しても研修が必要だと思っている。	幼稚園職員の研修については、私立幼稚園連盟が実施する研修等に対して補助を行っており、今後も支援を行っていく。なお、平成26年度については、幼稚園長時間預かり保育を実施する園に対して、市がアレルギー児対応を含む研修を実施している。	目標2-1(4)

2 母と子の心と体の健康づくり

(1) 健康づくりの推進

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-32	3/26 専門委員会	「感染症予防のため、予防接種を推進します」と記述されているが、事故も発生しうるため、社会的防疫機能としての予防接種は難しい問題である。	予防接種は、感染症の発生及びまん延防止、また市民の健康保持を目的として予防接種法に基づき実施している。 予防接種の実施にあたっては、その接種効果のほか、副反応リスク等を含め、十分に説明した上で、引き続き推進していく。	目標2-2(1)
II-33	3/26 専門委員会	児童虐待などの社会的な問題が増えているが、妊婦健診時に助産師や産婦人科医が母親への精神的なケアなどを行い、母と子の愛情形成を妊娠前から築くようにする必要があるのでないかと。	妊娠期からの支援は重要であると認識しており、平成24年8月から産科医療機関等と連携した取り組みを開始している。 具体的には、妊婦健診時のアンケートで要支援者を把握、保健師による訪問を実施しており、引き続きこうした取り組みを行っていく。	目標2-2(1)

II-34	3/26 専門委員会	子育てに悩む母親は多い。訪問する保健師を増やすなど相談体制の充実が必要。	子育てに悩む母親の支援については、特に、育児不安が強い産後早期の支援の充実が重要であり、力を入れて取り組んでいく必要があると認識している。 今後、専門職による全戸訪問の取り組みを検討していく。	目標2-2(1)
II-35	3/26 専門委員会	「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」(47頁)とあるが、取り組みは思春期から行う必要がある。	思春期の子どもやその保護者から性(性感染症、避妊、妊娠、中絶など)などに関する相談を受ける「思春期相談事業」を、こども総合相談センターにおいて、引き続き実施する。 また、区保健福祉センターの医師・助産師が学校に向いて、母子保健の観点から授業を行う「ティーンエイジャー教室」などを通して、思春期からの理解促進に取り組んでいく。	目標2-2(1)
II-36	3/26 専門委員会	「学校等や地域における健康づくり」について、表題と文章の整合が必要。	内容に合わせて表題を修正する。	目標2-2(1)
II-37	7/4 専門委員会	新生児訪問について、「希望者のみ」から「全戸訪問」への拡大を検討しているとのことだが、母親の支えになる事業であり、ぜひお願いしたい。	重要な事業であると認識しており、しっかりと取り組んでいく。	目標2-2(1)
I-6	5/30総会	虐待による子どもの死亡事例が一番多いのは0歳0カ月であり、出生直後のケアも妊娠中のケアも非常に大事である。妊娠期も計画に含める必要がある。また、虐待への介入は行政しかできないが、支援はNPOや民間機関をどんどん活用することが必要。地域みんなで支え合う仕組みと専門的な技術を持った民間機関を活用すること、その両方が必要である。【目標1の再掲】	妊娠期からの支援は重要であると認識しており、平成24年8月から産科医療機関等と連携した取り組みを開始している。具体的には、妊婦健診時のアンケートで要支援者を把握、保健師による訪問や子ども家庭支援員の派遣を実施しており、引き続きこうした取り組みを行っていく。 また、地域みんなで支え合う仕組みについては、各区に「要保護児童対策地域協議会」があるが、今後、さらに充実強化を図っていききたいと考えている。なお、民間機関の活用については、今後検討を行っていく。	目標1-2 (1)(2)(3) 目標2-2(1)
II-38	8/27 専門委員会	離乳食教室に行った後、「そこまできちんとできない」と落ち込んでいる人が結構な割合でいる。もっと参加者へのフォローがあったほうがいいのか。例えば「こんな風に市販のものを利用してもいい」など、逃げ場をつくれるといいと思う。	離乳食教室で用いる資料には、厚生労働省策定の「授乳・離乳の支援ガイド」を参考に、ベビーフードの利用についても示しているが、口頭での説明や個別対応などを通じて、保護者が苦手意識を持たずに離乳に取り組めるように、今後も教室を実施していきたい。 また、離乳食教室とは別に、公立の調理業務員が、公民館等に出かけ、子育て中の保護者と一緒に3歳未満児の食事を作ったり、そこで希望があれば離乳食も作っている。	目標2-2(3)

3 ひとり親家庭への支援

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-38	8/27 専門委員会	ひとり親家庭は増えているので、子育て情報ガイドなどに、離婚や死別などケースごとのフローチャートの記載があれば、分かりやすいのではないかな。	ひとり親家庭ガイドブックは、ひとり親限定の施策に限らず、ひとり親世帯にとって役立つ情報を掲載しているために項目が多くなっている。利用者がわかりやすいように、目次や表現について工夫していきたい。	目標2-3(1)
II-39	8/27 専門委員会	ひとり親家庭ガイドブックを配布する際に、どこをどう見ればよいか、制度について説明するとよいのではないかな。	現状、ひとり親家庭ガイドブックは区の子育て支援課や市役所情報プラザ、ひとり親家庭支援センターなどで自由に持っていけるようになっている。ガイドブックについて説明を求められた場合には、ガイドブックの内容をもとにひとり親家庭向け施策の説明を行っている。	目標2-3(1)
II-40	8/27 専門委員会	父子家庭も増えている。男性も相談しやすい環境をつくるために、男性の家庭相談員を配置することも、今後必要となってくるのではないかな。	父子家庭の増加に伴い、男性でも相談しやすい環境環境づくりは必要と考えている。それぞれの相談窓口と連携を図りながら相談体制について検討していく。	目標2-3(1)
II-41	8/27 専門委員会	ひとり親家庭の就業支援について、資格取得のために講習を受ける場合、その期間は講座を休んだり、遅れてくるのが一切できない。子どもの病気など緊急時には対応できるように、もう少し柔軟にできないかな。	ひとり親家庭支援センターが無料で実施している就業支援の各種講習会では、基本的に講習期間の8割を出席要件とし、遅刻欠席にも柔軟に対応。夜間講座には小学生までの託児も実施している。ハローワークが実施の職業訓練の講座は訓練給付もあり要件が厳しいようである。	目標2-3(3)
II-42	8/27 専門委員会	母子支援施設は市内に2カ所あるが、百道と小田部であり場所がかたまっている。	さまざまな理由で入所した母子に生活や就労などの支援を行い自立を目指す入所施設であり、現在の設置場所でも通勤や通学などに支障はないと考えている。	目標2-3(2)

4 子育て家庭への経済的な支援

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-43	3/26 専門委員会	子ども医療費の助成について、事業内容をもう少し付け加えるとよく分かるのではないかな。	子ども医療費の助成について、現制度の助成範囲等を記載する方向で検討していく。	目標2-4

II-44	8/27 専門委員会	働きながら子育てをすることは大変であるが、経済的な理由から仕方なく働いている人もいる。無理して働かなくても、安心して生み育てられるような福岡市になってほしい。	誰もが安心して子どもを生み育てられる環境をつくることが重要であると考えており、引き続きさまざまな取組みを行っていく。	目標2-5(3)
II-45	8/27 専門委員会	幼稚園への就園奨励費について、市単費で上積みしてもらえれば、本当は働かずにしっかり子育てをしたいと考えている母親にも、安心して産み育てる環境ができるのではないかと。	就園奨励費については、国の基準に基づき、毎年、単価の見直しを行っており、また、所得制限により、国の基準では補助対象とならない世帯についても、市単費で補助を行っている。	目標2-4
II-46	8/27 専門委員会	双子(多胎児)の場合は、外出するのが大変で、相談するための場所や子どもブラザなどに行くことが難しい。双子(多胎児)へのサポートはあるか。	現在、双子を対象としたサポート事業は実施していないが、市民のニーズや他都市の実施状況等を調査・分析しながら研究していきたい。	目標2-4

5 仕事と子育てが両立できる環境づくり

(2) 企業における仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-47	3/26 専門委員会	男性が育児に参加するという意識は高くなっているが、父親の育児休業の取得率は非常に低い。企業や行政が育児休業の取得を促進していくことが必要。	市役所内においては、「特定事業主行動計画」を策定し、男性職員の育児休業取得への取り組みを進めている。また、企業に対しては、引き続き、次世代育成・男女共同参画支援に積極的に取り組む企業に対する契約上の優遇措置や企業のニーズに応じて講師を派遣する出前型セミナー等の啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進等に取り組んでいく。	目標2-5(2)
II-48	3/26 専門委員会	子育て期間だけでも男性が育児に参加し、仕事もフレキシブルにできるよう、また、経済的にもマイナスにならないよう、企業の理解を得て取り組む必要がある。	企業に対しては、引き続き、次世代育成・男女共同参画支援に積極的に取り組む企業に対する契約上の優遇措置や企業のニーズに応じて講師を派遣する出前型セミナー等の啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進等に取り組んでいく。	目標2-5(2)
II-49	3/26 専門委員会	精神論ではなく、「女性が働き続ける上で何が障害になっているか」をきちんと押さえる必要がある。男性の長時間労働と男女の役割意識の問題が大きい。後者については「男女の固定的な役割分担意識の解消度」(47ページ[成果指標])との記載のみで具体的な分析が行われていない。具体的にどこまで取り組むか書き込むことが必要。	「男女の固定的な役割分担意識の解消」については、小中学生向け副読本の活用など男女平等教育を推進するとともに、福岡市男女共同参画推進センター・アミカスにおいて様々な講座等を実施するほか、地域への出前講座や企業向けワーク・ライフ・バランス出前型セミナー等の実施により、男性・子ども・若年層を含めあらゆる世代への意識啓発に引き続き取り組んでいく。	目標2-5(2)
II-50	3/26 専門委員会	(企業に関する取り組みについて)商工会議所などとタイアップして取り組めば、より少し具体的な内容が出てくるのではないかと。協力いただけてはどうか。	関連団体と協力しながら、企業等への働きかけを検討していく。	目標2-5(2)

(3) 社会全体での子育て支援

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-51	3/26 専門委員会	『い〜な』ふくおか・子ども週間に関して、教育委員会などと協力し、授業参観のある日は親のどちらかが学校に行くようにしてはどうか。学校と保護者の関係が深まり、相談もしやすい体制ができるのではないかと。	『い〜な』ふくおか・子ども週間」の取り組みの中で、保護者が学校に足を運ぶ機会が増えるよう、登録企業にさらなる呼びかけを行うなど教育委員会と連携していく。	目標2-5(3)
II-52	4/25 専門委員会	男性の子育て参加を促進するため、市がモデルとなって、職員の「授業参観特別休暇」を設けてはどうか。父親の子どもへの関心が高まり、家庭の基盤づくりや父親の地域参加促進に役立つのではないかと。	地方公務員の勤務条件は、地方公務員法上、国及び他都市との間に均衡を失ってはならないこととされている。したがって、授業参観特別休暇については、国及び他都市でも設けられていないことから、現時点で新設することは困難ではないかと考えている。	目標2-5(3)

7 子どもや子育て支援に関する情報提供

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-53	7/4 専門委員会	ショートステイやファミリーサポートなどがあることを産科の病院に発信してはどうか。そういう支援があることを妊娠中から知っていれば、安心して出産に臨めるし、産後の育児も安心してできるのではないかと。	ショートステイやファミリーサポートをはじめとする子育て支援情報については、「ふくおか 子ども情報」ホームページや「子育て情報ガイド」などにより、情報提供を行っているところである。今後、「子育て情報ガイド」を産科の病院でも閲覧できるよう、配布を検討していく。 なお、ファミリーサポートセンター事業については、母子健康手帳にも掲載しており、引き続き、さまざまな手法で周知を図っていく。	目標2-7

II-54	7/4 専門委員会	(入園児に限らず、地域に向けた活動として)保育園では園庭開放を行っているし、幼稚園でもいろいろなことをされていると思うが、その中で、さまざまな相談に乗ることもある。保育コンシェルジュや区の方でも把握していると思うが、保育園や幼稚園のこうした活動についての情報提供をしっかりと行ってほしい。	各区に配置する保育コンシェルジュは、保育所・幼稚園・認可外保育施設などの様々な保育サービス等の情報収集を行っており、今後も市民にきめ細かな情報提供ができるよう努めていく。	目標2-7
-------	--------------	--	---	-------

目標2全般

NO.	会議名	意見(要旨)	現状・現時点での考え方	素案の該当項目
II-55	3/26 専門委員会	保育が必要な子どもへの議論が中心になっているが、家庭で子育てしている母親やその家庭に対する支援にもしっかりと目が行き届くような文言を入れるべきではないか。	保育が必要な子ども以外への支援も必要であり、計画への記載方法について、検討していく。	目標2全般
II-56	8/27 専門委員会	区役所の子育て支援課について、保育部門と相談部門が分かれているイメージがある。保育以外のことで、それに付随した悩みを相談したい方もいるので、もっと連携があればいい。	相談の状況により、連携して繋ぐようにしているが、相談者のニーズが何処にあるかについて、微妙なニュアンスを上手にキャッチできないと、相談者の満足する答えにたどり着かない可能性はあり得る。なお、窓口においてはさらなる接客対応レベル向上に向け、研修や経験を重ねながら日々努力を行っている。	目標2全般

■こども・子育て審議会における意見と考え方【目標3：地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり】

1 子育て支援ネットワークの充実

(1)子育て支援のネットワークづくり

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
III-1	4/25 専門委員会	子どもたちを健やかに育てるためには、地域力、地域の子育て力を高めていくことが重要。子どもや保護者、地域の高齢者がお互いの顔を知り、気軽に挨拶できる環境を整えてほしい。	地域住民がお互いに顔見知りになることは、地域コミュニティの基本であり、「地域デビュー応援事業」等を通じ、住民の交流を支援していく。 また、地域全体で子どもを育てるという意識づくり、特定の人だけでなく少しでも多くの人が関わられる仕組みづくり、大人と子どもが触れ合う機会づくりを目的とした「地域こども育成事業」に引き続き取り組んでいく。 なお、計画案においては、「子どもや子育て家庭をみんなで見守る」というイメージが明確になるよう、「計画総論」の「4 計画の基本理念等」の「めざす姿」の修正を行う。	目標3 目標2-1(2)
III-2	4/25 専門委員会	高齢者(団塊の世代など)の多くが地域に貢献したいと考えており、子ども・子育て支援の大きなパワーになりうる。素案では「父親」と「高齢者」が併記されているが、忙しい父親に対し、高齢者は比較的余裕がある。高齢者が参画しやすい仕組みをつくることが重要である。	超高齢社会においては、高齢者の社会参加が重要であると考えており、子育て支援については、高齢者が活躍できる場のひとつと考えている。 また、高齢者層の地域活動への参画は、地域コミュニティの活性化に重要であり、参画しやすい仕組みづくりについて、他都市の事例等も参考に、地域とともに取り組んでいく。	目標3 目標3-1-(1)
III-3	4/25 専門委員会	今の父親は、入学式・卒業式などの行事への出席も多く、昔より子育てに参加している。ただ(対象が)自分の子どもに留まっており、いかに周囲(地域)の子に意識を広げていくかが課題である。	子ども会など、地域の子どもに関する活動への協力者が減っているという声は把握している。地域の子どもを、保護者も含む住民みんなで見守り支えていくことが重要であり、そうしたまちをつくっていく必要があると考えている。 こうしたまちの姿を明確にし、共有していくため、「計画総論」の「4 計画の基本理念等」の「めざす姿」の修正を行う。また、併せて、目標3の「現状と課題」の中に、現状の記載を行っていく。	目標3-1(1) (2)
III-4	4/25 専門委員会	子育てサークルは地域での親のネットワークづくりの第一歩であり、地域の教育力にもつながるなど重要である。	「子育てサークル」は、乳幼児親子の遊びや交流の場であり、地域での孤立を防ぐためにも大きな役割を果たしていると考えている。今後も引き続き、結成や活動の支援に取り組んでいく。	目標3-1(1)
III-5	4/25 専門委員会	自校区では、自治協議会と学校、PTAが協議し、小学生は全員子ども会に加入している扱いにした。子どもの参加は増えたが、親の参加が少ないことが課題である。	子ども会など、地域の子どもに関する活動への協力者が減っているという声は把握している。目標3の「現状と課題」の中に、現状の記載を行っていく。	目標3-1(2)
III-6	3/26 専門委員会	ファミリーサポートセンターについて、子どもを預かる会員への支援体制が必要。(事故など)何かあった時が心配で会員になれないという人も多い。	事故が起こった際の補償のための保険には加入しているが、提供会員に対する相談体制や精神的なケアなどソフト面に関する支援については、今後検討していく。	目標3-1(1)
III-7	7/4 専門委員会	ファミリーサポートの壁を低くするために、出席届を出す時や乳幼児健診などの際に説明したり、登録できるようにしたりすれば、利用しやすくなるのではないかと。また、公民館や子どもプラザなどでも登録できるようにするとよいのではないかと。	市民の方が、より利用しやすくなるような制度づくりについて、検討を行っていく。	目標3-1(1)
III-8	7/4 専門委員会	ファミリーサポートセンターの依頼会員は、1時間程度の講習を受ける必要がある。この講習はしっかり理解していただくために必要である。 ファミリーサポートの敷居が高い原因の一つは、1時間600円という利用料の高さではないかと。また、提供会員が増えないとファミリーサポートは成り立っていかない。提供会員を増やすために、もう少し予算を増やし、現在2か月に1回行われている講座を毎月行ったり、何回かに分けて単位を取得できるようにするなどできないかと。 講座を受けていただいて、子育てに関心を持つ方々が増えていくのが一番だと思う。実際に地域での子育てを広げていくために、ファミリーサポートに関する取り組みをぜひお願いしたい。	提供会員の増加は、事業を充実していく上での課題の一つと認識しており、今後、必要な検討を行っていく。	目標3-1(1)
III-9	8/27 専門委員会	ファミリーサポートの料金について、1時間150円という市もあると聞く。預かる側の会員のことを考えると150円では助成がないとどうにもできないかもしれないが、料金を下げれば低所得者層を含めて、もっと利用しやすくなるのではないかと。	福岡県内においては、1時間あたりの利用料は500円～800円程度で、150円で実施している自治体は確認できなかった。 なお、福岡市では、平成17年度に、利用料の引き下げや1時間を超える場合の利用料の時間単位を30分から15分にするなど見直しを行っている。 ※飯塚市において、ひとり親サポート事業、産前・産後サポート事業として、所得に応じて1時間あたり0～300円の利用料でヘルパーが家事・育児の支援を行っている。	目標3-1(1)

2 健やかな成長を支える取組

(2)健やかな成長の支援

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
III-10	4/25 専門委員会	子どもたちの間でリーダーシップを発揮する「ジュニアリーダー」は非常に重要。行政も現状を把握し、引き続き支援していく必要がある。	引き続き支援を継続していく。	目標3-2(2)
III-11	2/4総会	アンケートを見ると「留守家庭子ども会で今後充実してほしいこと」として「夏休みなど、学校休業日の開始時間を早めてほしい」が飛びぬけて高い(50.7%)。保護者の仕事の都合もあるが、学校に8時ごろ着き、時間をつぶしている子どもを目にする。普段と同じ時間に家を出て、ペースを崩さずに夏休みも留守家庭子ども会に行くのが、子どもにも親にもよい。開始時間を早めることが可能か検討いただければと思う。	夏休みなど、学校休業日の開始時間を早めることについて、検討する。	目標3-2(2)

(3)家庭の子育て力の向上

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
III-12	4/25 専門委員会	家庭が子育ての一番大事な基盤であり、教育力などの「子育て力」をしっかりさせなければいけない。	「新しいふくおかの教育計画」の後期実施計画(H26年度～H30年度)の中でも、「家庭は教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、自立心を育成する場として重要な役割を担う」と位置づけ、家庭教育支援事業をおこなっている。具体的な事業内容として、小中学校や幼稚園・保育園で行われる基本的な生活習慣やメディアに関する保護者向けの学習会への講師派遣事業、保護者等に対するアウトメディアに関する講座、福岡市PTA協議会と協力して行う基本的な生活習慣に関する講演会や読み聞かせ講座の実施などがあり、これらの事業内容を検証しながら、保護者に対し継続して啓発し続ける必要があると考えている。	目標3-2(3)
III-13	3/26 専門委員会	日本小児科学会では「スマホを使った子育てをやめよう」とPRしている。こうした取り組みを福岡市が取り上げて、大々的に行うとよいのではないかと。	乳幼児期は、心身の発達においてきわめて重要な時期であり、ネット・メディアへの過度な依存が子どもに与える影響は深刻であると認識している。乳幼児期から、乳幼児健診や、保育所・幼稚園での懇談会など、さまざまな機会をとらえて、保護者に対し、子育てにおけるメディア機器との上手な付き合い方やネット・メディア依存の危険性などを啓発していく必要がある。計画への記載内容については、検討を行いたい。また、親子のふれあいの時間の大切さは十分に認識しており、素案68ページに記載している家庭教育支援事業の中にも取り込んでいる。	目標3-2(3)

3 子どもの遊びや学びの場づくり

(1)乳幼児親子の遊びや交流の場づくり

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
III-14	4/25 専門委員会	子どもプラザなどの子育て支援拠点を増やせないか。また、子どもプラザ同士定期的な意見交換、市の担当者も交えた意見交換の場がほしい。	まずは、既存のプラザの利用率向上に向けた取り組みを検討していく。プラザ同士や市との意見交換等については、現在も実施しているが、充実に向けて検討を行っていく。	目標3-3(1)
III-15	4/25 専門委員会	子育て交流サロンや子育てサークルへの支援が必要である。子どもプラザも巻き込んだ支援を行ってはどうか。	現在、保健福祉センターを中心に様々な運営支援を行っているところであるが、子どもプラザについては、地域の子育て活動の支援拠点と位置付けていることから、連携しながら、地域の子育て力向上のための取組を推進していく。	目標3-3(1)
III-16	4/25 専門委員会	子育てサークルでは、次のリーダー選びや資金不足が課題となっており、行政の支援が必要である。	子育てサークルは、地域の自主的な活動であるが、引き続き、サロンやサークルリーダーの養成講座の実施等人的支援を行い、サークルの結成や育成を推進していく。	目標3-3(1)
III-17	4/25 専門委員会	子育てサークルでは、次のリーダー選びや資金不足が課題となっているとのことだが、大学と共同で子育てサークルを実施してはどうか。サークルと行政の1対1で考えるより、さまざまな資源(主体)が見える形にするとうい。	子育てサークルは、地域が主体となって開設しているものであり、その運営方法については、状況に応じて相談やアドバイスなどの支援を行っていく。	目標3-3(1)
III-18	4/25 専門委員会	子どもプラザをもっと利用してもらうために、LINEや一斉メールを活用したPRを行ってはどうか。	現在、市ホームページや市政だよりなどで広報を行っているが、利用率の向上のため、プッシュ型の情報発信などさまざまな手法について検討していく。	目標3-3(1)

(3)外遊びの場づくり

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
III-19	4/25 専門委員会	乳幼児の外遊びを進めるための取り組みが必要である。	「乳幼児親子の遊びや交流の場づくり」の観点から、こどもプラザや子育て交流サロンなど、自宅外で乳幼児の親子が気軽に集まることのできる場づくりに取り組むとともに、屋外での遊びについては、公園などにおける乳幼児も含めた安全で楽しい子どもの遊び場づくりに努めていく。	目標3-3(3)

5 子ども・若者の社会的自立に向けての取組

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
III-20	4/25 専門委員会	障がいがある子どもや配慮が必要な子ども、外国文化の中で生きている子どももいる。多くの悩んだ子どもが高校を中退する現実があり、その多くは、引きこもりになるなど社会に戻ることができていない。また、部分的な発達の障がいがあれば、大学院を出ても就職できない状況もある。	目標1-4(3)に、「乳幼児から成人期までのライフステージに応じ」「一貫した支援を」「支援体制の充実を図ります」等と記載しており、取り組みを進めていく。	目標3-5

6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止**(2)子どもの安全を守る取組の充実**

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
III-21	4/25 専門委員会	下校指導をしていた自治会長が、連れ去りにあいそうになった子どもを助けた例がある。子どもの安全のためには地域力を高めることが非常に重要である。	子どもを安全に育てるためには、地域の力がたいへん重要であると認識している。計画案については、「子どもや子育て家庭をみんなで見守る」というイメージが明確になるよう、「計画総論」の「4 計画の基本理念等」の「めざす姿」に地域の姿を明記する。	目標3-6(2)

(4) 有害環境等への対応

NO.	会議名	意見(要旨)	意見に対する考え方	素案の該当項目
III-22	4/25 専門委員会	携帯・スマホは喫緊の課題である。特にLINEについては、「(深夜までかかって)返信しないと翌日学校に行けない」など、苦しんでいる中高生が非常に多い。多くの学校でそのような状況がある。	携帯・スマホの取り扱いに対しては、昨年度、通信会社3社と連携し44校60回の情報モラル教育を行っている。また、今年度、学校ネットパトロールを開始し、学校非公式サイト等の検索・監視、ネットトラブルなどに関する相談、そして、規範意識の高揚のための啓発活動を行う。 保護者に対しては、学校等で行われるアウトメディアに関する学習会に専門家を派遣したり、ネットとの付き合い方に関する出前講座を実施している。またH26年度は、親子でスマホ・ネットについて話し合ったり、親子間の使用契約書を作成するワークショップを開催し、家庭でのスマホ等に関するルールづくりが進むよう啓発を続けていく。	目標3-2(3) 目標3-6(4)
III-23	4/25 専門委員会	行政が、家庭の問題や、子どものスマホの問題等にごまかしてよいのかは、根本的な問題である。例えば、米子市のPTAが「不必要な携帯を持たせない」という宣言をしたように、子どもをめぐるさまざまな課題に対して、いろいろなセクターが関わりあって取り組んでいく方向かと思う。	スマホの問題に関しては、家庭は教育の出発点であることから、家庭への働きかけが必要であると考えている。 行政だけではなくPTAや学校、地域等も連携し、家庭や子どもへ働きかける必要がある。なお、保護者向け講演会などを通じて、家庭での、スマホの使用のルール作りを促進していく。	目標3-2(3) 目標3-6(4)